令和 8 年第 5 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴 及 び 同 説 明 資 料 綴

(その 1)

堺　　市

目　　次

頁

議案第　118　号　堺市印鑑条例の一部を改正する条例‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 3

議案第　119　号　堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 7

議案第　120　号　堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正
する条例 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 9

議案第　121　号　堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例‥‥‥‥‥ 13

議案第　122　号　堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 15

議案第　123　号　堺市公園条例の一部を改正する条例‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 23

議案第　124　号　堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例‥‥‥‥‥‥ 29

議案第　125　号　堺市火災予防条例の一部を改正する条例‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 33

議案第　126　号　堺市消防手数料条例の一部を改正する条例‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 37

議案第　127　号　堺市下水道条例の一部を改正する条例‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 39

議案第　128　号　堺市立学校設置条例の一部を改正する条例‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 41

議案第　129　号　工事請負契約の締結について
［東工場第二工場外壁改修ほか工事（2期）］‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 43

議案第　130　号　工事請負契約の締結について
［（仮称）大仙西町団地H棟ほか1棟建替住宅建設ほか工事に
伴う給排水衛生設備工事（その2）］‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 49

議案第　131　号　工事請負契約の変更について
［三国丘中学校校舎改築工事］‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 53

議案第　132　号　物品の買入れについて
［小型水槽付消防ポンプ自動車 2台］‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 55

議案第　133　号　指定管理者の指定について
［堺市立ビッグバン］‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 57

議案第　134　号　指定管理者の指定について
［堺市金岡公園体育館等］…… 61

議案第　135　号　指定管理者の指定について
［堺市立フォレストガーデン］…… 67

議案第　136　号　指定管理者の指定について
［堺市立健康福祉プラザ］…… 73

議案第　137　号　指定管理者の指定について
［堺市大浜公園プール］…… 79

議案第　138　号　指定管理者の指定について
［堺市立さつき野コミュニティセンター］…… 85

議案第　139　号　当せん金付証票の発売について…… 91

議案第　140　号　市道路線の認定について…… 93

報告第　19　号　損害賠償の額の決定の専決処分の報告について…… 101

報告第　20　号　地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について…… 105

令和8年第5回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令 和 8 年 11 月 27 日
堺市長　永 藤 英 機

議案第　118　号　堺市印鑑条例の一部を改正する条例

議案第　119　号　堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例

議案第　120　号　堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

議案第　121　号　堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第　122　号　堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例

議案第　123　号　堺市公園条例の一部を改正する条例

議案第　124　号　堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第　125　号　堺市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第　126　号　堺市消防手数料条例の一部を改正する条例

議案第　127　号　堺市下水道条例の一部を改正する条例

議案第　128　号　堺市立学校設置条例の一部を改正する条例

議案第　129　号　工事請負契約の締結について

議案第　130　号　工事請負契約の締結について

議案第　131　号　工事請負契約の変更について

議案第　132　号　物品の買入れについて

議案第　133　号　指定管理者の指定について

議案第　134　号　指定管理者の指定について

議案第　135　号　指定管理者の指定について

議案第　136　号　指定管理者の指定について

議案第　137　号　　指定管理者の指定について

議案第　138　号　　指定管理者の指定について

議案第　139　号　　当せん金付証票の発売について

議案第　140　号　　市道路線の認定について

報告第　　19　号　　損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

報告第　　20　号　　地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

議案第　118　号

堺市印鑑条例の一部を改正する条例

堺市印鑑条例（昭和６２年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１３条に次の２項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（以下「個人番号カード等」という。）を交付されている印鑑登録者は、個人番号カード等の提示をもって前項の規定による印鑑登録証の提示に代えることができる。

３　第１項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第３条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成１９年条例第４０号）第３条第１項の規則で定める電子情報処理組織に、当該署名用電子証明書に係る暗証番号の入力その他の認証を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第１４条第１号中「印鑑登録証」を「前条第１項又は第２項の場合において印鑑登録証又は個人番号カード等」に改める。

第１４条の２中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）」を「個人番号カード等（公的個人認証法」に改める。

附　則

この条例は、令和９年１月４日から施行する。

（議案第　118　号説明資料）

堺市印鑑条例の一部改正について

1　改正の趣旨

市民の利便性の向上を図るため、印鑑登録証明書の交付の申請に係る手続を見直し、次のとおり所要の改正を行うものであること。

(1) 印鑑登録者による印鑑登録証の提示に代えて個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を提示して申請することができるようにするもの

(2) 電子情報処理組織により申請することができるようにするもの

2　施行期日

令和９年１月４日から施行するものであること。

議案第　119　号

堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例

堺市環境影響評価条例（平成１８年条例第７８号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第２号中「第１０条の２第１項」を「前条第１項」に改める。

第１１条の２中「第１２条第２項」を「次条第２項」に改める。

第４１条第３項中「、前項」を「、前２項」に改める。

第４３条第１項中「第４１条第３項」を「第４１条第４項」に改める。

第４８条の２の表第１１条の２の項中「第１２条第２項」を「次条第２項」に、「法第４条第６項」を「同条第６項」に改める。

第６４条中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（議案第　119　号説明資料）

堺市環境影響評価条例の一部改正について

１　改正の趣旨

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の一部改正に伴う規定の整備等を行うものであること。

２　施行期日

公布の日から施行するものであること。

議案第　120　号

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成５年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２７条中「第９条の３第２項」の次に「（同条第９項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第２号中「（法第９条の３の２第１項の同意に係る一般廃棄物処理施設に該当するものを除く。）」を削る。

第２８条第１項中「第９条の３第２項」の次に「（同条第９項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第２項中「（法第９条の３の２第１項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合については、１月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）」を削る。

第３０条を次のように改める。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設への適用等）

第３０条　前３条（第２７条第２号を除く。）の規定は、法第９条の３の２第２項の規定により適用する法第９条の３第２項（法第９条の３の２第２項の規定により読み替えて適用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与について適用する。この場合において、第２７条及び第２８条第１項中「第９条の３第２項（同条第９項」とあるのは「第９条の３の２第２項の規定により適用する法第９条の３第２項（法第９条の３の２第２項の規定により読み替えて適用する法第９条の３第９項」と、第２７条中「同条第１項」とあるのは「法第９条の３第１項」と、第２８条第２項中「１月間」とあるのは「１月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間」とする。

２　前３条（第２７条第２号を除く。）の規定は、法第９条の３の３第３項（同条第４項又は第５項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与について準用する。この場合において、第２７条及び第２８条第１項中「第９条の３第２項（同条第９項」とあるのは「第９条の３の３第３項（同条第４項又は第５項において読み替えて準用する法第９条の３第９項」と、第２７条中「同条第１項」とあるのは「法第９

条の３の３第１項又は第２項」と、第２８条第２項中「１月間」とあるのは「１月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（議案第　120　号説明資料）

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部改正について

１　改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）の一部改正に伴う規定の整備等を行うものであること。

２　施行期日

公布の日から施行するものであること。

議案第　121　号

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成２５年条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表の第１項の表堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

堺市栄橋町二丁市有地活用事業者選定委員会	栄橋町二丁市有地の活用に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	５人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで

別表の第１項の表堺市景観賞選考委員会の項の次に次のように加える。

堺市元湊小学校跡地活用事業者選定委員会	元湊小学校跡地の活用に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	５人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（議案第　121　号説明資料）

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

1　改正の趣旨

(1) 栄橋町二丁市有地の活用に係る事業者の選定について審議等を行う堺市栄橋町二丁市有地活用事業者選定委員会を設置するため、所要の改正を行うものであること。

(2) 元湊小学校跡地の活用に係る事業者の選定について審議等を行う堺市元湊小学校跡地活用事業者選定委員会を設置するため、所要の改正を行うものであること。

2　施行期日

公布の日から施行するものであること。

議案第　122　号

堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例

（堺市道路占用料条例の一部改正）

第１条　堺市道路占用料条例（昭和２８年条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

占用物件		単位	占用料
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	１，８００円
	第２種電柱		２，８００円
	第３種電柱		３，８００円
	第１種電話柱		１，６００円
	第２種電話柱		２，６００円
	第３種電話柱		３，６００円
	その他柱類		１６０円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	１６円
	地下に設ける電線その他の線類		１０円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	１，６００円
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	９７０円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	３，２００円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		１，４００円
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	４，２００円
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	３，２００円
法第３２条	外径が０．０７メートル未満	長さ１メートルにつき１	６８円

第１項第２号に掲げる物件	のもの		年	
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの			９７円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの			１５０円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの			１９０円
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの			２９０円
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの			３９０円
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの			６８０円
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの			９７０円
	外径が１メートル以上のもの			１，９００円
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	９７０円
法第３２条第１項第３号及び第４号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１年	３，２００円
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		Ａに０．００４を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに０．００６を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに０．００８を乗じて得た額
	上空に設ける通路			２，１００円
	地下に設ける通路			１，３００円
	その他のもの			３，２００円
法第３２条第	祭礼、縁日等に際し、一		占用面積１平方メートル	４２円

１項第６号に掲げる施設	時的に設けるもの		につき１日	
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	４２０円
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	４２０円
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	４，２００円
	標識		１本につき１年	２，６００円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	４２円
		その他のもの	１本につき１月	４２０円
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	４２円
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	４２０円
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	４，２００円
		その他のもの		２，１００円
令第７条第２号に掲げる発電設備			占用面積１平方メートルにつき１年	３，２００円
令第７条第３号に掲げる施設				Ａに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	４２０円
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				３２０円
令第７条第８	トンネルの上又は高架の		占用面積１平方メートル	Ａに０．０１を乗

号に掲げる施設	道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		につき１年	じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに０．０１８を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		Ａに０．００４を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに０．００６を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに０．００８を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．０２６を乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施設	建築物			Ａに０．０１３を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．００９を乗じて得た額
令第７条第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Ａに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．００９を乗じて得た額
令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Ａに０．０１３を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第１２号に掲げる器具				Ａに０．０２６を乗じて得た額

令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Ａに０．０１３を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第１４号及び第１５号に掲げる施設			Ａに０．０３４を乗じて得た額

（堺市準用河川占用料条例の一部改正）

第２条　堺市準用河川占用料条例（平成１２年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

別表中「２，４００円」を「２，８００円」に、「８３円」を「９７円」に、「１３０円」を「１５０円」に、「１７０円」を「１９０円」に、「３３０円」を「３９０円」に、「８３０円」を「９７０円」に、「１，７００円」を「１，９００円」に改める。

（堺市法定外公共物管理条例の一部改正）

第３条　堺市法定外公共物管理条例（平成１６年条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「という。）は」の次に「、使用の開始の前に」を加え、「市長」を「市」に改め、同条に次の２項を加える。

３　使用者は、使用許可の期間が１年を超えるものに係る次年度以降の使用料については、それぞれの年度分を当該年度の５月３１日までに納付しなければならない。

４　第１項及び前項の規定にかかわらず、使用者は、既存の使用物件に係る使用を更新した場合における更新後の初年度分の使用料の納付については、当該年度の５月３１日までに行わなければならない。

第７条を次のように改める。

第７条　削除

別表中「２，４００円」を「２，８００円」に、「１４０円」を「１６０円」に、

「１４円」を「１６円」に、「２，８００円」を「３，２００円」に、「１，２００円」を「１，４００円」に、「８３円」を「９７円」に、「１３０円」を「１５０円」に、「１７０円」を「１９０円」に、「３３０円」を「３９０円」に、「８３０円」を「９７０円」に、「１，７００円」を「１，９００円」に、「３９０円」を「４２０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の堺市道路占用料条例（以下「新条例」という。）別表の規定及び第２条の規定による改正後の堺市準用河川占用料条例別表の規定は、施行日以後の占用期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。

３　前項及び附則第６項の規定にかかわらず、施行日前に占用が始まり、施行日以後も引き続き占用している物件で、その占用期間が１年以内のものに係る占用料については、なお従前の例による。

４　第３条の規定による改正後の堺市法定外公共物管理条例別表の規定は、施行日以後の使用期間に係る使用料について適用し、施行日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。

５　前項の規定にかかわらず、施行日前に使用が始まり、施行日以後も引き続き使用している物件で、その使用期間が１年以内のものに係る使用料については、なお従前の例による。

（経過措置）

６　施行日前に占用が始まり、施行日以後も引き続き道路を占用している物件と同一の種類（新条例別表の占用物件の欄に掲げる占用物件の種類をいう。以下同じ。）の物件（占用料を徴収すべき年度（以下「徴収年度」という。）の前年度から引き続き道路を占用している物件に限る。）に係る令和９年度以降の各年度の占用料の額は、当該物件の種類ごとに新条例別表の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額に１．２を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、新条例別表の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

(1) 令和９年度　当該物件の種類ごとに第１条の規定による改正前の堺市道路占用料条例別表の規定により算定する占用料の額

(2) 令和１０年度以降の各年度　徴収年度の前年度について当該物件の種類ごとにこの項の規定により算定した場合の占用料の額。この場合において、徴収年度の占用期間と徴収年度の前年度の占用期間が異なるときは徴収年度の占用期間に相当する期間により、徴収年度の数量（当該徴収年度の前年度から徴収年度にかけて引き続き道路を占用している数量をいう。）と徴収年度の前年度の数量（当該徴収年度の前々年度から前年度にかけて引き続き道路を占用していた数量をいう。）が異なるときは当該徴収年度の数量により算定するものとする。

（議案第　122　号説明資料）

堺市道路占用料条例等の一部改正について

１　改正の趣旨

地価の変動等に鑑み、本市における道路及び河川に係る占用料並びに法定外公共物に係る使用料の額の改定等を行うため、次に掲げる条例について所要の改正等を行うものであること。

(1) 堺市道路占用料条例（昭和２８年条例第９号）

(2) 堺市準用河川占用料条例（平成１２年条例第２５号）

(3) 堺市法定外公共物管理条例（平成１６年条例第５１号）

２　施行期日

令和９年４月１日から施行するものであること。

議案第　123　号

堺市公園条例の一部を改正する条例

堺市公園条例（昭和３５年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第４条の１０第１項第１号中「第４条の８第１項第１号」を「第４条の８第１号」に改める。

別表第１中「１，０００円」を「１，１００円」に、「１９０円」を「２２０円」に、「１，７００円」を「１，９００円」に、「１，３００円」を「１，５００円」に改める。

別表第２中表の部分を次のように改める。

種別				単位	金額
占用料	法第７条第１項第１号に掲げるもの	電柱、電話柱及び支線柱	第１種電柱	１本につき１年	１，８００円
			第２種電柱		２，８００円
			第３種電柱		３，８００円
			第１種電話柱		１，６００円
			第２種電話柱		２，６００円
			第３種電話柱		３，６００円
		共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートルにつき１年	１６円
		変圧塔その他これに類するもの		占用面積１平方メートルにつき１年	３，２００円
				１個につき１年	３，２００円
	法第７条第１項第２号に掲げるもの	管路	外径０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	６８円
			外径０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		９７円
			外径０．１メートル以上０．１５メートル未満の		１５０円

			もの		
			外径０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		１９０円
			外径０．２メートル以上０．３メートル未満のもの		２９０円
			外径０．３メートル以上０．４メートル未満のもの		３９０円
			外径０．４メートル以上０．７メートル未満のもの		６８０円
			外径０．７メートル以上１．０メートル未満のもの		９７０円
			外径１．０メートル以上のもの		１，９００円
			その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	２，０００円
	法第７条第１項第３号に掲げるもの			占用面積１平方メートルにつき１年	１，３００円
	法第７条第１項第４号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書便差出箱		１個につき１年	１，４００円
		公衆電話所			３，２００円
	法第７条第２項に掲げるもの			占用面積１平方メートルにつき１年	２，７００円
	令第１２条第１項第１号に掲げるもの				１，３００円
	令第１２条第１項第２号に掲げるもの				１，８００円
	令第１２条第２項第１号に掲げるもの			１本につき１年	２，６００円

	令第１２条第２項第１号の２及び第１号の３に掲げるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	３，２００円
	令第１２条第２項第２号、第２号の２及び第２号の３に掲げるもの		３，２００円
	令第１２条第２項第３号及び第４号に掲げるもの		２，１００円
	令第１２条第２項第５号及び第６号に掲げるもの		３，２００円
	令第１２条第２項第７号及び第８号に掲げるもの	占用面積１平方メートルにつき１月	７２０円
	その他の占用		１５０円
使用料	露天営業その他これに類する目的でする使用	使用面積１平方メートルにつき１日	１１０円
	広告宣伝又は放送の目的でする使用		４７０円
	業として撮影の目的でする使用	１回（２時間以内）につき	８，９００円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的でする使用	使用面積１０平方メートルにつき１日	２６円
	その他の使用		２６円

別表第３に次のように加える。

水賀池公園	駐車場

別表第４第９項の表原山公園の項の次に次のように加える。

水賀池公園	駐車場	１台１時間　４００円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第４項の規定　公布の日

(2) 別表第３及び別表第４の改正規定　公布の日から起算して２年を超えない範囲内に

おいて規則で定める日

（適用区分）

２　この条例による改正後の堺市公園条例（以下「新条例」という。）別表第１及び別表第２の規定は、施行日以後の使用許可又は占用許可の期間（以下「使用許可等期間」という。）に係る使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前の使用許可等期間に係る使用料等については、なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず、施行日前に使用又は占用が始まり、施行日以後も引き続き使用し、又は占用している物件で、その使用許可等期間が１年以内のものに係る使用料等については、なお従前の例による。

（施行前の準備行為）

４　指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、附則第１項第２号に掲げる改正規定の施行の日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（議案第　123　号説明資料）

堺市公園条例の一部改正について

１　改正の趣旨

(1)　地価の変動等に鑑み、本市における公園に係る使用料又は占用料の額の改定を行うため、所要の改正等を行うものであること。

(2)　水賀池公園に有料施設としての駐車場を設置するため、所要の改正を行うものであること。

２　施行期日

令和９年４月１日から施行するものであること。ただし、１(2)に係る改正規定は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。

議案第　124　号

堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成２０年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第１章　総則」を削る。

第１条中「協力した者」の次に「に係る損害補償並びに水防法（昭和２４年法律第１９３号）第２４条の規定による水防に従事した者」を加える。

第２条中「若しくは同法」を「、同法」に、「が消防作業」を「若しくは水防法第２４条の規定による水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）」に、「若しくは消防作業」を「若しくは消防作業等」に改める。

「第２章　損害補償」を削る。

第４条を次のように改める。

（損害補償の種類等）

第４条　消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「消防作業従事者等」という。）に係る損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他損害補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和３１年政令第３３５号。以下「政令」という。）の規定の例による。

２　支援隊長等に係る損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他損害補償に関し必要な事項については、消防作業従事者等に係る損害補償の例による。

３　前項の規定にかかわらず、支援隊長等が政令第１１条の２に規定する公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償に係る額の加算については、消防団員に係る損害補償の例による。

第５条から第３０条までを削る。

「第３章　雑則」を削る。

第３１条中「消防団員等」を「消防団員、支援隊長等又は消防作業従事者等（以下「消

防団員等」という。）」に、「消防作業」を「消防作業等」に改め、同条を第５条とし、第３２条から第３４条までを２６条ずつ繰り上げる。

附則第２条中「（以下「施行日」という。）」を削る。

附則第４条から第９条までを削る。

別表を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の堺市消防団員等公務災害補償条例の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由が生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（堺市水防従事者損害補償条例の廃止）

３　堺市水防従事者損害補償条例（平成２９年条例第３０号）は、廃止する。

（堺市水防従事者損害補償条例の廃止に伴う経過措置）

４　施行日前に、前項の規定による廃止前の堺市水防従事者損害補償条例の規定により支給すべき事由が生じた損害補償については、なお従前の例による。

（議案第　124　号説明資料）

堺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

１　改正の趣旨

本市の非常勤の消防団員、災害活動支援隊の隊長及び隊員、消防作業従事者、救急業務協力者並びに水防従事者（以下「消防団員等」という。）に対する災害に係る損害補償について、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和３１年政令第３３５号。以下「基準政令」という。）の規定の例によるものとするため、所要の改正を行うものであること。

２　改正の内容

(1) 本市の消防団員等に対する災害に係る損害補償の種類、範囲、金額、支給方法等について、基準政令と同内容を規定していた条項を削り、基準政令の規定の例によると定めるもの

(2) (1)に伴い、堺市水防従事者損害補償条例（平成２９年条例第３０号）を廃止するもの

３　施行期日

令和９年１月１日から施行するものであること。

議案第　125　号

堺市火災予防条例の一部を改正する条例

堺市火災予防条例（平成２０年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

目次中「火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第３９条）」を「火災に関する警報等の発令中における火の使用の制限等（第３９条・第３９条の２）」に改める。

第２７条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理しなければならない。

第２８条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２９条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、前２項に規定するもののほか、第２７条第３項の規定を準用する。

第３０条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具にあっては、前２項に規定するもののほか、第２７条第３項の規定を準用する。

第２章第４節の節名を次のように改める。

第４節　火災に関する警報等の発令中における火の使用の制限等

第３９条中「警報」の次に「（法第２２条第３項に規定する火災に関する警報をいう。）」を加え、同条第５号中「に基づく堺市森林整備計画」を「の規定に基づく市町村森林整備計画」に改め、同条第７号を削る。

第２章第４節中第３９条の次に次の１条を加える。

（林野火災に関する注意報）

第３９条の２　消防長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

２　前項の規定による注意報が発せられたときは、消防長が林野火災の発生の危険性を勘案して指定する区域内に在る者は、注意報が解除されるまでの間、前条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

附　則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、第２７条から第３０条までの改正規定は、同年４月１日から施行する。

（議案第　125　号説明資料）

堺市火災予防条例の一部改正について

1　改正の趣旨

(1) 令和７年２月に岩手県大船渡市で約３，３７０haが焼損する大規模な林野火災が発生し、森林や建物など広範囲に被害が生じたことを踏まえ、本市における林野火災予防の実効性をより一層高めるため、林野火災に関する注意報を創設する所要の改正等を行うものであること。

(2) 調理により油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある火気器具の周囲に設置される上引き排気ダクト等について、火災が増加傾向にあることから、排気ダクト等の適切な維持管理を確保するため、所要の改正を行うものであること。

2　施行期日

令和９年１月１日から施行するものであること。ただし、１(2)に係る改正規定は、同年４月１日から施行するものであること。

議案第　126　号

堺市消防手数料条例の一部を改正する条例

堺市消防手数料条例（平成２０年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

別表第４の７の項中「第３９条の２２第１項」を「第３９条の１１第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日以後に、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）第３７条の３第１項の規定に基づき同法第３６条第１項又は第３７条の２第１項の許可に係る完成検査の申請がなされた貯蔵施設又は特定供給設備であって、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和４年法律第７４号。以下「一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下「旧法」という。）第２０条第３項第２号に規定する認定完成検査実施者（同日以後に一部改正法附則第２条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第２０条第３項第２号の認定又は旧法第３９条の８第１項の認定の更新を受ける者を含む。）により旧法第３９条の１１第１項の規定による検査の記録の届出（一部改正法附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第３９条の１１第１項の規定による検査の記録の届出を含む。）がなされた高圧ガスの製造のための施設に係る手数料については、なお従前の例による。

（議案第　126　号説明資料）

堺市消防手数料条例の一部改正について

１　改正の趣旨

高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

２　施行期日

公布の日から施行するものであること。

議案第　127　号

堺市下水道条例の一部を改正する条例

堺市下水道条例（昭和３７年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１２号及び第１３号中「公示された区域」の次に「（法第９条の２第４項の規定により公示された区域を除く。）」を加える。

第９条の２中「第７条第２項」を「第７条第３項」に改める。

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

（議案第　127　号説明資料）

堺市下水道条例の一部改正について

1　改正の趣旨

下水道法（昭和３３年法律第７９号）の一部改正により、排水区域等の廃止に関する規定が設けられることを踏まえた所要の改正等を行うものであること。

2　施行期日

下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行するものであること。

議案第　128　号

堺市立学校設置条例の一部を改正する条例

堺市立学校設置条例（昭和３９年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表の５の項の表堺市立百舌鳥支援学校旭分校の項を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（議案第　128　号説明資料）

堺市立学校設置条例の一部改正について

１　改正の趣旨

堺市立百舌鳥支援学校旭分校について、在籍児童生徒数が０人となり、今後においても入学する見込みがないことから、同校を廃止するための所要の改正を行うものであること。

２　施行期日

令和９年４月１日から施行するものであること。

議案第　129　号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

１　契約の目的　　東工場第二工場外壁改修ほか工事（2 期）

２　工 事 概 要　　外壁改修ほか工事

外壁改修　工事対象延べ面積　約23,426㎡

屋上防水改修

電気、機械設備工事

３　契約の相手方　　大阪府堺市中区深井水池町 3154 番地

泉宏建設株式会社

代表取締役　　藤田　隆生

４　契 約 金 額　　290,103,000 円

うち取引に係る消費税額等　26,373,000 円

５　仮契約の日　　令和 8 年 10 月 29 日

（議案第　129　号説明資料）

工事請負契約の締結について

1　契約の締結方法　　総合評価一般競争入札

（地方自治法施行令第167条の10の2第2項による）

2　工　事　期　間　　議会の議決を経た翌日から

令和10年2月29日まで

3　入札執行日時　　令和8年9月18日　午前10時03分

4　入札参加者及び経過　　下記のとおり

経過 / 参加者	第1回入札金額（単位　円）	評価値	備　考
泉宏建設株式会社	263,730,000	3990.513	落札
株式会社ハマテック	267,978,000	3955.548	
株式会社イズミクス	272,684,000	3887.283	
株式会社山口工務店	272,888,000	3811.087	
株式会社橋爪工務店	283,578,000	3737.948	
高分子株式会社	276,296,000	3619.306	
株式会社源建設工業	286,200,000	3703.703	予定価格超過
株式会社木綿麻建設	288,900,000	3669.089	予定価格超過
株式会社河村工務店	290,711,000	3611.834	予定価格超過
日英建設株式会社	261,200,000	3952.863	無効

株式会社隆栄建設	256,390,000	3883.21	無効
株式会社建真	257,980,000	3869.113	無効
株式会社プライムエコ	251,800,000	3746.937	無効
堺土建株式会社	辞退		

（備考）予定価格 285,858,000 円、調査基準価格 264,680,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

図面名称	付近見取図

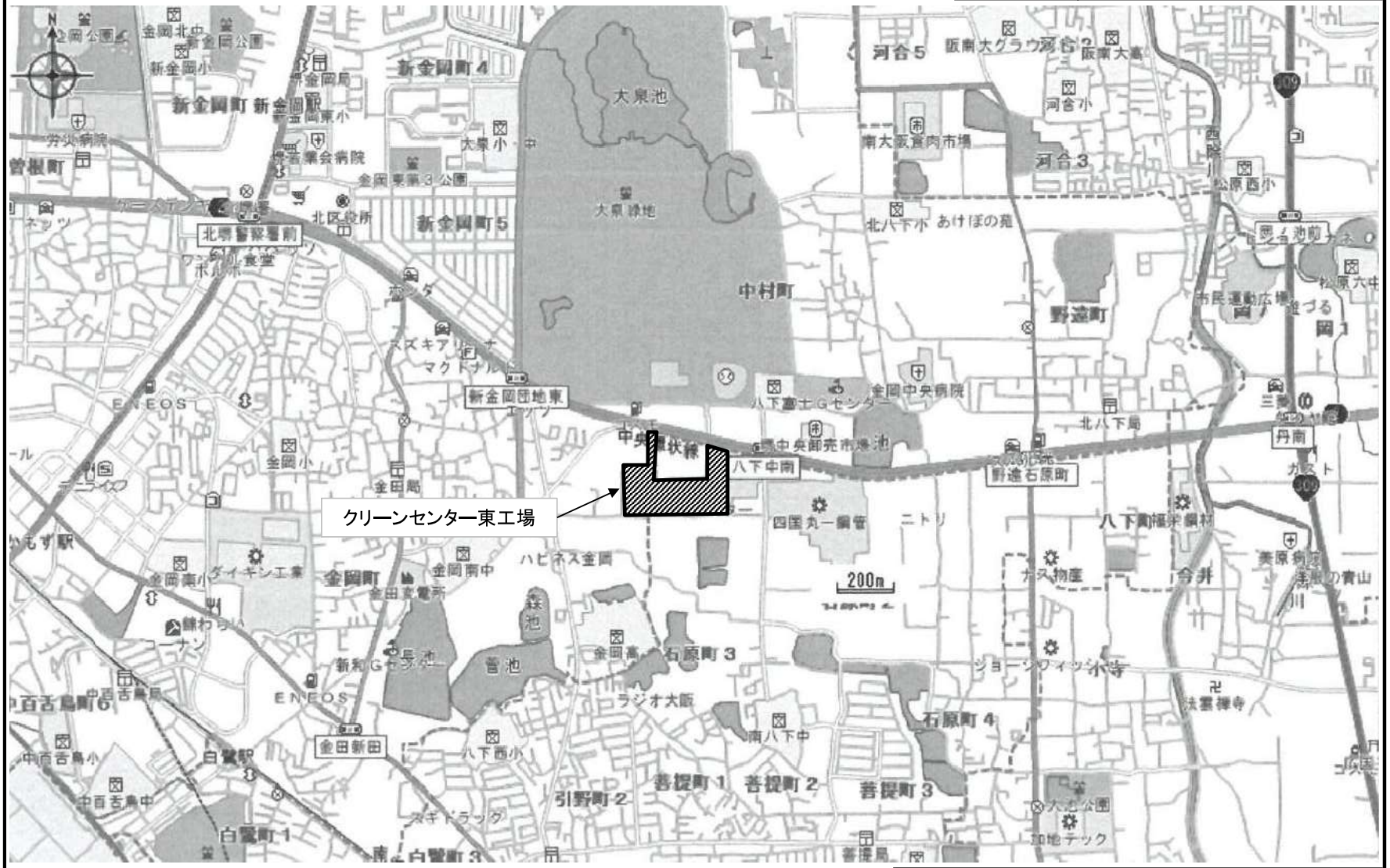

工事名称	東工場第二工場外壁改修ほか工事（2期）

図面名称	配置図

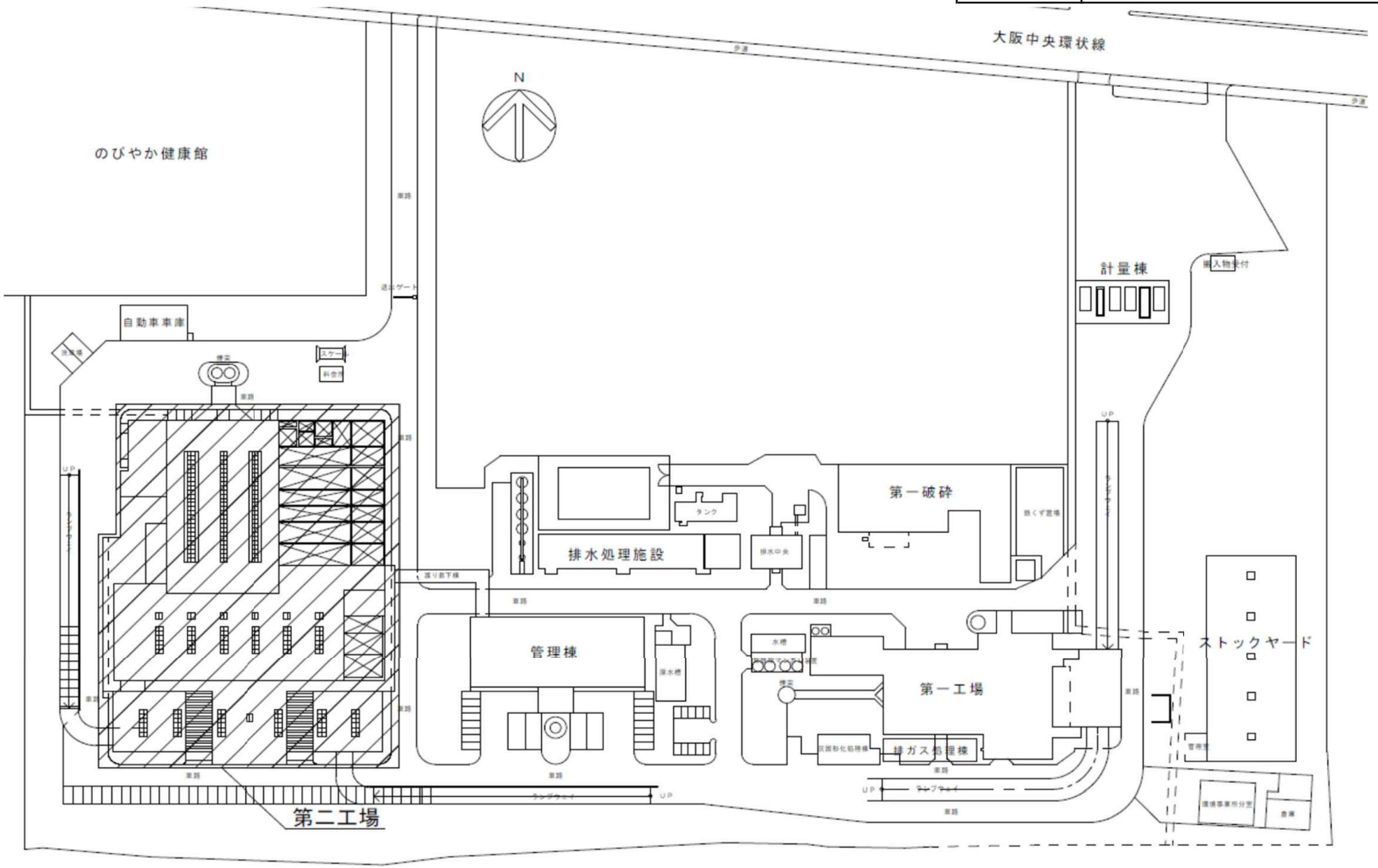

工事名称	東工場第二工場外壁改修ほか工事（2期）

議案第　130　号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1　契約の目的　　（仮称）大仙西町団地 H 棟ほか 1 棟建替住宅建設ほか工事に伴う給排水衛生設備工事（その 2）

2　工事概要　　本工事の対象建築工事　（仮称）大仙西町団地H棟ほか1棟建替住宅建設ほか工事

建替住宅建設ほか工事に伴う給排水衛生設備工事

（工事種目）

換気設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備

消火設備、ガス設備

3　契約の相手方　　大阪府堺市美原区丹上 413-4

信光・和興建設工事共同企業体

代表構成員　株式会社信光

代表取締役　杉野　吉信

他の構成員　和興設備株式会社

代表取締役　鎌塚　貞夫

4　契約金額　　440,000,000 円

うち取引に係る消費税額等 40,000,000 円

5　仮契約の日　　令和 8 年 10 月 30 日

（議案第　130　号説明資料）

工事請負契約の締結について

1　契約の締結方法　　総合評価一般競争入札

（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項による）

2　工　事　期　間　　議会の議決を経た翌日から

令和 10 年 6 月 30 日まで

3　入札執行日時　　令和 8 年 9 月 18 日　午前 10 時 30 分

4　入札参加者及び経過　　下記のとおり

経過 / 参加者	第 1 回入札金額（単位　円）	評価値	備　考
信光・和興建設工事共同企業体	400,000,000	2742.5	落札
柳生・阪和建設工事共同企業体	辞退		

（備考）予定価格 405,370,000 円、調査基準価格 377,835,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。



（仮称）大仙西町団地Ｈ棟ほか１棟建替住宅建設ほか工事に伴う給排水衛生設備工事（その２）	付近見取図

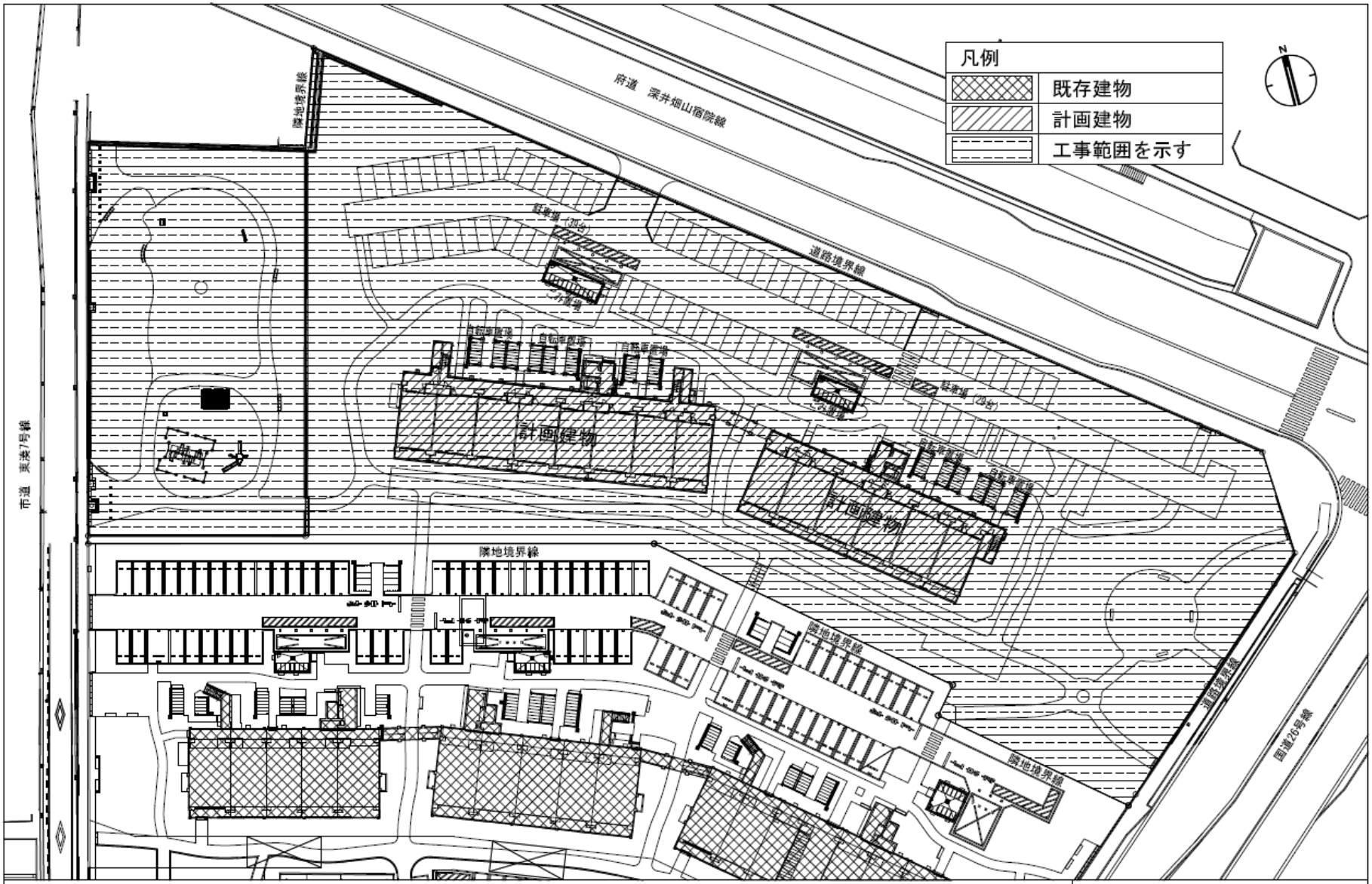

（仮称）大仙西町団地Ｈ棟ほか１棟建替住宅建設ほか工事に伴う給排水衛生設備工事（その２）

配置図

議案第　131　号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約の内容を一部変更する。

1　契約の目的　　三国丘中学校校舎改築工事

2　契約の相手方　　大阪府堺市西区宮下町12番1号
堺土建・藤木組建設工事共同企業体
代表構成員　堺土建株式会社
代表取締役　下川　好隆
他の構成員　株式会社藤木組
代表取締役　藤木　幸生

3　契 約 金 額　　変更前　2,202,449,700円
うち取引に係る消費税額等　200,222,700円
変更後　2,448,767,475円
うち取引に係る消費税額等　222,615,225円

4　仮契約の日　　令和8年11月4日

（議案第　131　号説明資料）

工事請負契約の変更について

1　変更する内容　　インフレスライド条項に基づく増額変更

2　契約金額の変更　　変更額（増）　246,317,775円

うち取引に係る消費税額等　22,392,525円

3　変　更　理　由　　国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第25条第3項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するもの。

議案第　132　号

物品の買入れについて

次のとおり、小型水槽付消防ポンプ自動車２台の買入れを行うものとする。

１　購　　入　　先　　兵庫県三田市テクノパーク 32 番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 髙岡 雄二

２　購　入　金　額　　132,000,000 円
うち取引に係る消費税額等　12,000,000 円

３　仮 契 約 の 日　　令和８年 10 月７日

（議案第　132　号説明資料）

物品の買入れについて

1　契約の締結方法　　一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）

2　納　入　期　間　　議会の議決を経た翌日から
令和 10 年 3 月 31 日まで

3　入札執行日時　　令和 8 年 10 月 1 日　　午前 10 時 00 分

4　入札参加者及び経過　　下記のとおり

（単位　円）

経過 / 参加者	第 1 回	備　　考
株式会社モリタ 関西支店	120,000,000	落札
日本機械工業株式会社　大阪営業所	123,600,000	
小川ポンプ工業株式会社	126,200,000	
株式会社ナカムラ消防化学　大阪営業所	128,000,000	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に 10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

議案第　133　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立ビッグバン	大阪市北区大淀南1丁目9番16号山彦ビル 7 階 702 号室	特定非営利活動法人ナック	令和9年4月1日から令和13年3月31日まで

［根　拠］

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

（議案第　133　号説明資料）

指定管理者の指定について

1　　地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立ビッグバンの指定管理者として特定非営利活動法人ナックを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2　指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
特定非営利活動法人ナック	平成 14 年 4 月 17 日	・青少年健全育成に寄与する体験活動及び環境教育事業 ・指導者養成事業 ・指定管理制度に基づく公の施設の指定管理事業等	大阪府立青少年海洋センター、寝屋川市野外活動センター、竜田古道の里山公園、四条畷市立野外活動センター、八尾市立大畑山青少年野外活動センター等の指定管理業務	公募

3　選定の理由

堺市立ビッグバン条例（令和 2 年条例第 44 号）第 16 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について、堺市泉北ニューデザイン推進室指定管理者候補者選定委員会において同条例第 16 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立ビッグバンの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4　選定の経過

(1) 応募団体

大阪市北区大淀南 1 丁目 9 番 16 号　山彦ビル 7 階 702 号室
特定非営利活動法人ナック

(2) 選定経過

令和 8 年 7 月 15 日　堺市泉北ニューデザイン推進室指定管理者候補者選定委員会
（選定基準等の審議）

令和 8 年 10 月 9 日　堺市泉北ニューデザイン推進室指定管理者候補者選定委員会
（書類審査、面接審査、候補者の選定）

(3) 選定委員

委員長　大阪総合保育大学学長　大方　美香

委員　　関西大学教授　神谷　拓

委員　　大阪公立大学大学院教授　小木曽　望

委員　　弁護士　中川　澄

委員　　公認会計士　林　大司

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	特定非営利活動法人ナック
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立ビッグバン条例第 16 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	25 点	15 点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立ビッグバン条例第 16 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	35 点	17 点

(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広聴・モニタリング計画	35点	27点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	50点	32点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第5号)	①目標設定の考え方、目標達成の方策 ②集客及び広報・プロモーション ③企画展示・イベント等 ④子育て支援業務 ⑤屋外施設等との一体活用 ⑥科学・宇宙・自然等をテーマとした教育 ⑦年長児童（中高生）の居場所提供 ⑧自主事業の実施計画	200点	138点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	90点	41点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立ビッグバン条例第16条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	65点	39点
合計点		500点	309点

議案第　134　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市金岡公園体育館 堺市金岡公園陸上競技場 堺市金岡公園野球場 堺市金岡公園テニスコート	堺市東区北野田1077番地　アミナス北野田3階 （代表団体） 堺市東区北野田1077番地　アミナス北野田3階 （他の構成団体） 大阪市中央区北浜4丁目1番1号	堺スポーティブライフパートナーズ （代表団体） 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団 （他の構成団体） ミズノスポーツサービス株式会社	令和9年4月1日から 令和13年3月31日まで

［根　拠］

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため

（議案第　134　号説明資料）

指定管理者の指定について

1　地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市金岡公園体育館、堺市金岡公園陸上競技場、堺市金岡公園野球場及び堺市金岡公園テニスコート（以下「堺市金岡公園体育館等」という。）の指定管理者として堺スポーティブライフパートナーズを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2　指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
堺スポーティブライフパートナーズ	令和 8 年 8 月 28 日	堺市金岡公園体育館等の運営管理	堺市金岡公園体育館等の管理運営を目的に設立された共同企業体である。	公募

3　選定の理由

堺市公園条例(昭和 35 年条例第 18 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市金岡公園体育館等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4　選定の経過

(1) 応募団体

堺市東区北野田 1077 番地　アミナス北野田 3 階

堺スポーティブライフパートナーズ

（代表団体）

堺市東区北野田 1077 番地　アミナス北野田 3 階

公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

（他の構成団体）

大阪市中央区北浜 4 丁目 1 番 1 号

ミズノスポーツサービス株式会社

(2) 選定経過

令和 8 年 6 月 10 日　堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

（選定基準等の審議）

令和 8 年 10 月 7 日　堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

（書類審査、面接審査、候補者の選定）

(3) 選定委員

委員長　弁護士　阪尾　晋一

委員　　公認会計士　西村　智子

委員　　関西大学教授　西山　哲郎

委員　　大阪公立大学教授　横山　久代

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	堺スポーティブライフパートナーズ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40 点	31 点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	31 点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40 点	26 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 4 号)	①休館(場)日、開館(場)時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方 ⑦トレーニング機器等の調達・設定提案	80 点	60 点

(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 （堺市公園条例第 27 条第 3 項第 5 号）	①目標設定の考え方、目標達成の方策 ②自主事業①（スポーツ用品等販売事業、飲料自動販売機設置事業、広告掲載事業及びその他の自主事業） ③自主事業①（収益還元提案） ④自主事業②（スポーツ教室等事業の提案）	92 点	66 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 （堺市公園条例第 27 条第 3 項第 6 号）	①経費削減の考え方と方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56 点	30 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 （堺市公園条例第 27 条第 3 項第 7 号）	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 （障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント） ⑥施設の適正な管理運営実績	52 点	36 点
合計点		400 点	280 点

議案第　135　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立フォレストガーデン	堺市南区深阪南2690番地 （代表団体） 堺市南区深阪南2690番地 （他の構成団体） 堺市南区新檜尾台3丁3番9-206号 堺市南区富蔵329番地	泉北フォレストパートナーズ （代表団体） 泉北エンタープライズ株式会社 （他の構成団体） 一般社団法人スカイベジ 一般社団法人泉北レモンの街ストーリー	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

［根　拠］

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

（議案第　135　号説明資料）

指定管理者の指定について

1　地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立フォレストガーデンの指定管理者として泉北フォレストパートナーズを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2　指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
泉北フォレストパートナーズ	令和 8 年 8 月 1 日	堺市立フォレストガーデンの管理運営	堺市立フォレストガーデンの管理運営を目的に設立された共同企業体である。	公募

3　選定の理由

堺市立フォレストガーデン条例（平成 5 年条例第 29 号）第 19 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市の農林業の振興及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立フォレストガーデンの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4　選定の経過

(1) 応募団体

堺市南区深阪南 2690 番地

泉北フォレストパートナーズ

（代表団体）

堺市南区深阪南 2690 番地

泉北エンタープライズ株式会社

（他の構成団体）

堺市南区新檜尾台 3 丁 3 番 9-206 号

一般社団法人スカイベジ

堺市南区富蔵 329 番地

一般社団法人泉北レモンの街ストーリー

(2) 選定経過

令和 8 年 6 月 15 日　堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会

（選定基準等の審議）

令和 8 年 9 月 18 日　堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会

（書類審査、面接審査、候補者の選定）

(3) 選定委員

委員長　清風情報工科大学　参与　今西　幸蔵

委員　　公認会計士　伊藤　一博

委員　　弁護士　櫛田　和代

委員　　摂南大学　准教授　中塚　華奈

委員　　関西福祉科学大学　教授　成清　敦子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	泉北フォレストパートナーズ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	32点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	30点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第3号)	①利用者･利用者ニーズの把握 ②個人情報保護､情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	72点	57点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第4号)	①休園日､開園時間の考え方 ②人員配置､人材育成の考え方、研修計画 ③苦情対応の考え方 ④非常時対策	60点	46点
(5) 周辺地域との連携を図る等、施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第5号)	①目標設定の考え方､目標達成の方策 ②里山エリア活用実施計画 ③地産地消推進実施計画 ④農福連携実施計画 ⑤自主事業の実施計画	80点	65点
(6) 周辺地域の自然環境等を勘案した運営ができること。 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第6号)	①自然環境への考え方 ②自然環境との共生の考え方	20点	18点
(7) 管理経費の縮減が図られるものであること。 (堺市立フォレストガーデン条例第19条第3項第7号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56点	31点

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 （堺市立フォレストガーデン条例第 19 条第 3 項第 8 号）	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 （障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント） ⑥施設の適正な管理運営実績	32 点	21 点
合計点		400 点	300 点

議案第　136　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立健康福祉プラザ	堺市南区城山台5丁1番4号 （代表団体） 堺市南区城山台5丁1番4号 （他の構成団体） 堺市堺区南瓦町2番1号 大阪市東淀川区瑞光1丁目15番24号	堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス21事業団　共同事業体 （代表団体） 社会福祉法人　堺市社会福祉事業団 （他の構成団体） 特定非営利活動法人　堺障害者団体連合会 公益財団法人　フィットネス21事業団	令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

［根　拠］

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

（議案第　136　号説明資料）

指定管理者の指定について

1　地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立健康福祉プラザの指定管理者として堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス 21 事業団　共同事業体を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2　指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス 21 事業団　共同事業体	平成 22 年 7 月 12 日	堺市立健康福祉プラザの管理運営	堺市立健康福祉プラザの管理運営事業	公募

3　選定の理由

堺市立健康福祉プラザ条例（平成 22 年条例第 8 号）第 17 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 17 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が良好な評価を得た。

当該団体は、本市の障害施策及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立健康福祉プラザの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4　選定の経過

(1) 応募団体

堺市南区城山台 5 丁 1 番 4 号

堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス 21 事業団　共同事業体

（代表団体）

堺市南区城山台 5 丁 1 番 4 号

社会福祉法人　堺市社会福祉事業団

（他の構成団体）

堺市堺区南瓦町 2 番 1 号

特定非営利活動法人　堺障害者団体連合会

大阪市東淀川区瑞光 1 丁目 15 番 24 号

公益財団法人　フィットネス 21 事業団

(2) 選定経過

令和 8 年 6 月 29 日　堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会

（選定基準等の審議）

令和 8 年 10 月 6 日　堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会

（書類審査、面接審査、候補者の選定）

(3) 選定委員

委員長　武庫川女子大学教授　松端　克文

委員　　関西大学教授　植田　紀美子

委員　　弁護士　小川　真由香

委員　　公認会計士　柳川　英紀

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス21事業団　共同事業体
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用･安全の確保	20点	18点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	36点	30点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第3号)	①利用者の特性･利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報･モニタリング計画	60点	44点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立健康福祉プラザ条例	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の	96点	71点

第 17 条第 3 項第 4 号)	考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤施設、設備、器具備品の維持管理及び第三者への業務委託についての考え方 ⑥非常時対策 ⑦各センター事業に関する業務の考え方 ⑧関係機関等への支援協力に関する考え方 ⑨施設利用者確保に関する考え方		
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立健康福祉プラザ条例第 17 条第 3 項第 5 号)	①目標設定の考え方 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	80 点	56 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立健康福祉プラザ条例第 17 条第 3 項第 6 号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56 点	30 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立健康福祉プラザ条例第 17 条第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等	52 点	46 点

	（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント） ⑥施設の適正な管理運営実績		
合計点		400 点	295 点

議案第　137　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所　在　地	名　称	
堺市大浜公園プール	大阪市中央区南新町2丁目3-7	株式会社サンアメニティ大阪	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

［根　拠］

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

（議案第　137　号説明資料）

指定管理者の指定について

1　地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市大浜公園プールの指定管理者として株式会社サンアメニティ大阪を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2　指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
株式会社サンアメニティ大阪	平成 25 年 4 月 1 日	・プール・海水浴場の監視、水泳指導、清掃等の管理運営業務 ・スポーツ施設の受付、一般事務、清掃等の管理業務 ・指定管理制度に基づく公の施設の管理受託　等	スポーツセンター及びプール（柏原市、箕面市、草津市等）の指定管理業務　等	公募

3　選定の理由

堺市公園条例(昭和 35 年条例第 18 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、堺市大浜公園プールの管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市大浜公園プールの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4　選定の経過

(1)　応募団体

大阪市中央区南新町２丁目 3-7

株式会社サンアメニティ大阪

(2)　選定経過

令和８年６月 17 日　堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

（選定基準等の審議）

令和８年 10 月２日　堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

（書類審査、面接審査、候補者の選定）

(3)　選定委員

委員長　弁護士　千葉　輝顕

委員　　関西大学　教授　西山　哲郎

委員　　公認会計士　林　紀美代

委員　　園田学園大学　助教　三角　さやか

(4)　審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社サンアメニティ大阪
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 （堺市公園条例第 27 条第３項第１号）	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	32 点	26 点

(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 （堺市公園条例第 27 条第 3 項第 2 号）	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	20 点	17 点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 （堺市公園条例第 27 条第 3 項第 3 号）	①利用者・利用者ニーズの把握等 ②個人情報の保護､情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	48 点	36 点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 （堺市公園条例第 27 条第 3 項第 4 号）	①休場日、開場時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥事故防止の考え方	92 点	74 点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 （堺市公園条例第 27 条第 3 項第 5 号）	①目標設定の考え方､目標達成の方策 ②新たな魅力創出につながる施策 ③自主事業の実施計画	92 点	69 点
(6)管理経費の縮減が図られること。 （堺市公園条例第 27 条第 3 項第 6 号）	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	80 点	50 点

(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 （堺市公園条例第 27 条第 3 項第 7 号）	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 （障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	36 点	17 点
合計点		400 点	289 点

議案第　138　号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立さつき野コミュニティセンター	堺市美原区さつき野東1丁目6番地10	特定非営利活動法人さつき野コミュニティ	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

［根　拠］

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

（議案第　138　号説明資料）

指定管理者の指定について

1　地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、堺市立さつき野コミュニティセンターの指定管理者として特定非営利活動法人さつき野コミュニティを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2　指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
特定非営利活動法人さつき野コミュニティ	平成25年9月2日	美原区域を中心とした住民に対して、自主的で多様な交流を促進する事業を行い、住民相互の連帯意識の高揚に寄与すること	指定管理業務（堺市立さつき野コミュニティセンター）	公募

3　選定の理由

堺市立さつき野コミュニティセンター条例（平成16年条例第69号）第16条第1項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市美原区役所指定管理者候補者選定委員会において同条例第16条第3項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、地域に根ざした自主的で多様な交流を促進する団体であり、これまでの管理運営の実績などから、管理運営能力を十分に有し、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立さつき野コミュニティセンターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4　選定の経過

(1) 応募団体

堺市美原区さつき野東1丁目6番地10

特定非営利活動法人さつき野コミュニティ

(2) 選定経過

令和 8 年 7 月 28 日　堺市美原区役所指定管理者候補者選定委員会

（選定基準等の審議）

令和 8 年 10 月 29 日　堺市美原区役所指定管理者候補者選定委員会

（書類審査、面接審査、候補者の選定）

(3) 選定委員

委員長　弁護士　赤津　加奈美

委員　　元堺市立小学校教員　髙城　津留子

委員　　美原区自治連合協議会会長　田中　清惠

委員　　大阪産業大学経済学部特任教授　戸谷　裕之

委員　　公認会計士　西野　裕久

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	特定非営利活動法人 さつき野コミュニティ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	50点	43点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	35点	30点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	50点	43点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	100点	87点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第5号)	①目標設定の考え方、目標達成の方策 ②自主事業の実施計画	100点	76点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	100点	70点

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 （堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第7号）	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 （障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント） ⑥施設の適正な管理運営実績	65点	52点
合計点		500点	401点

議案第　139　号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、令和9年度において当せん金付証票を次のとおり発売する。

発売総額　　70億円以内

［根　拠］

当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

議案第　140　号

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

［根　拠］

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市 道 路 線 認 定 調 書

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地	付　記
ﾎ594	堀上４５号線	中区堀上町１４６番７地先 中区堀上町１２９番８地先		地元要望
ﾊ1080	八田寺２７号線	中区八田寺町２３番２６地先 中区八田寺町２３番３４地先		都市計画法第３９条による帰属
ﾌ708	福田２７３号線	中区福田１３３４番３地先 中区福田１３３４番６地先		〃
ｵ751	鳳南７１号線	西区鳳南町５丁６７７番３地先 西区鳳南町５丁６７７番２地先		〃
ﾊ1079	浜寺船尾東１２号線	西区浜寺船尾町東３丁３８４番２６地先 西区浜寺船尾町東３丁３８４番３９地先		〃
ｶ606	霞ヶ丘８号線	堺区霞ヶ丘町４丁３７９番１１地先 堺区霞ヶ丘町４丁３７９番１１地先		〃

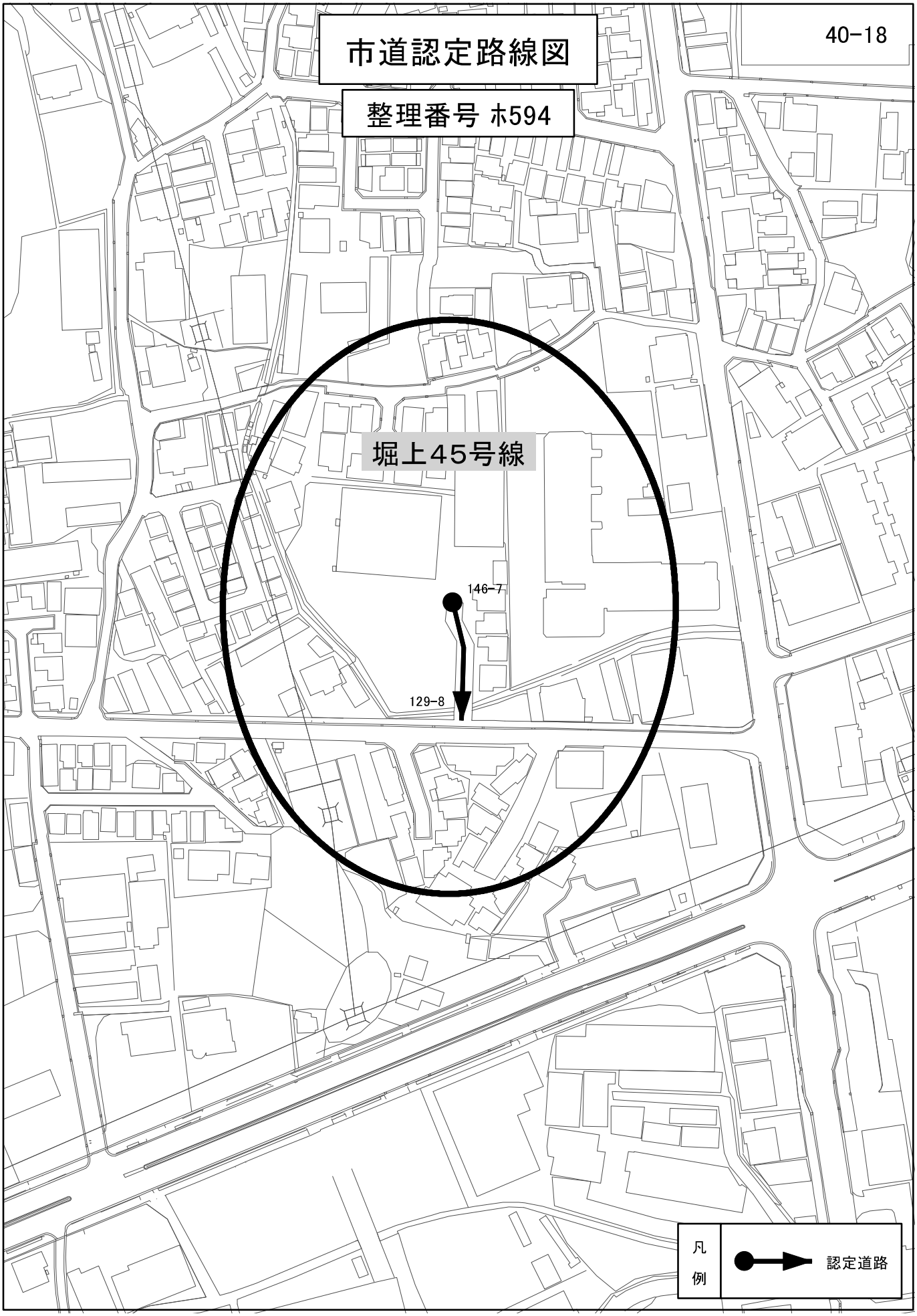
市道認定路線図
整理番号 ホ594
40-18
堀上45号線
146-7
129-8
凡例
認定道路

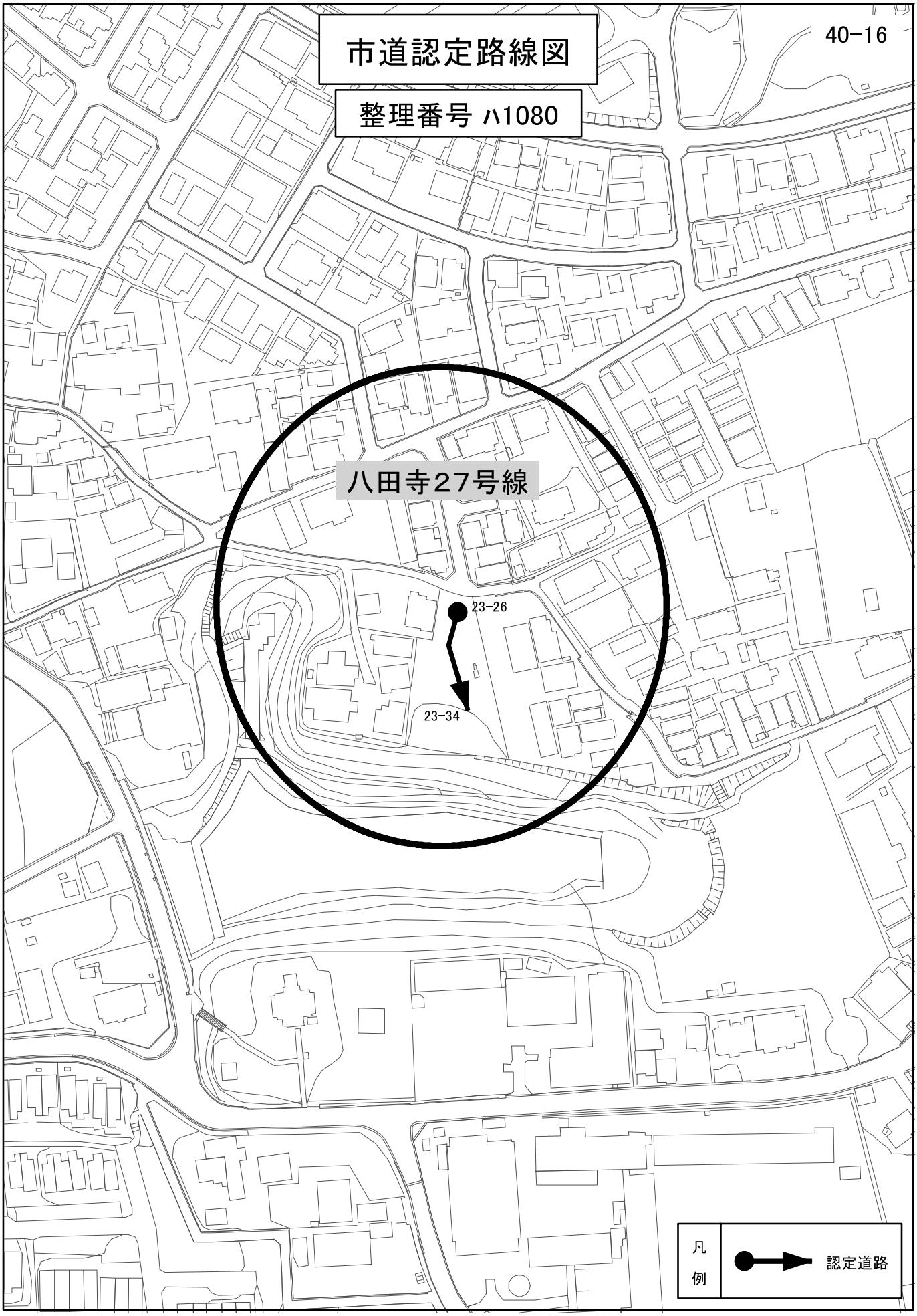
市道認定路線図
整理番号 ハ1080
40-16
八田寺27号線
23-26
23-34
凡例
認定道路

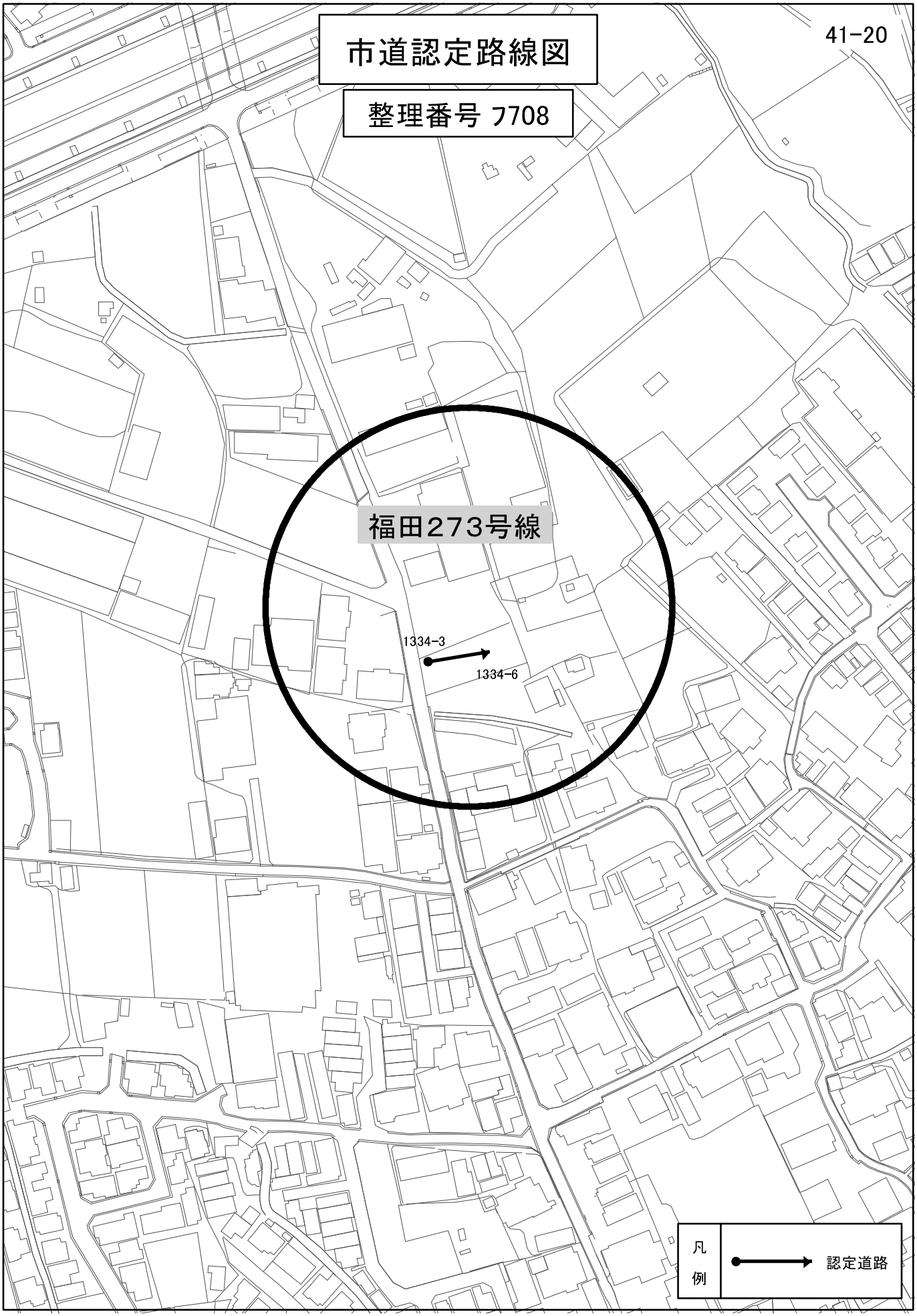
市道認定路線図
整理番号 7708
41-20
福田273号線
1334-3
1334-6
凡例
認定道路

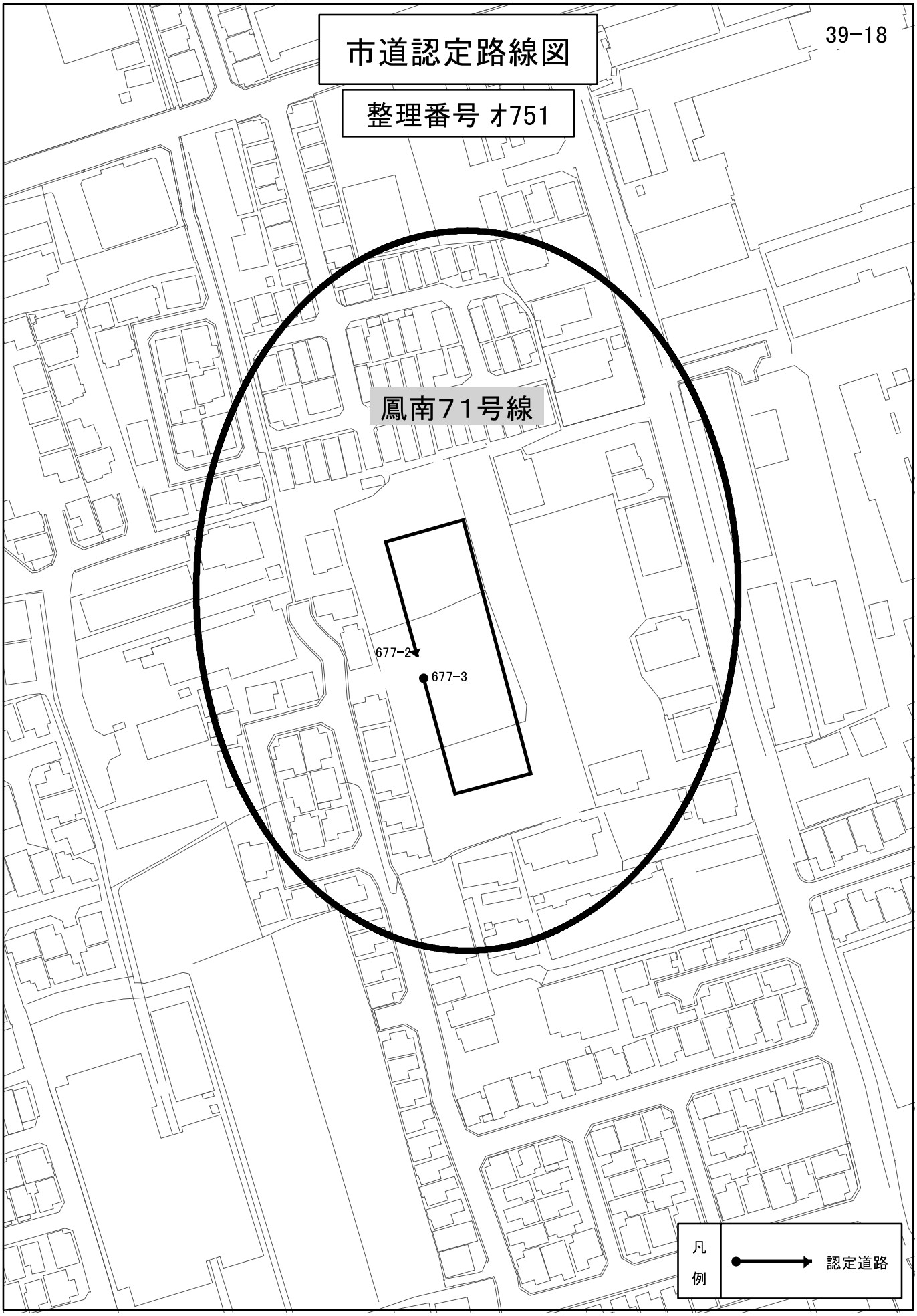
市道認定路線図
整理番号 オ751
39-18
鳳南71号線
677-2
677-3
凡例
認定道路

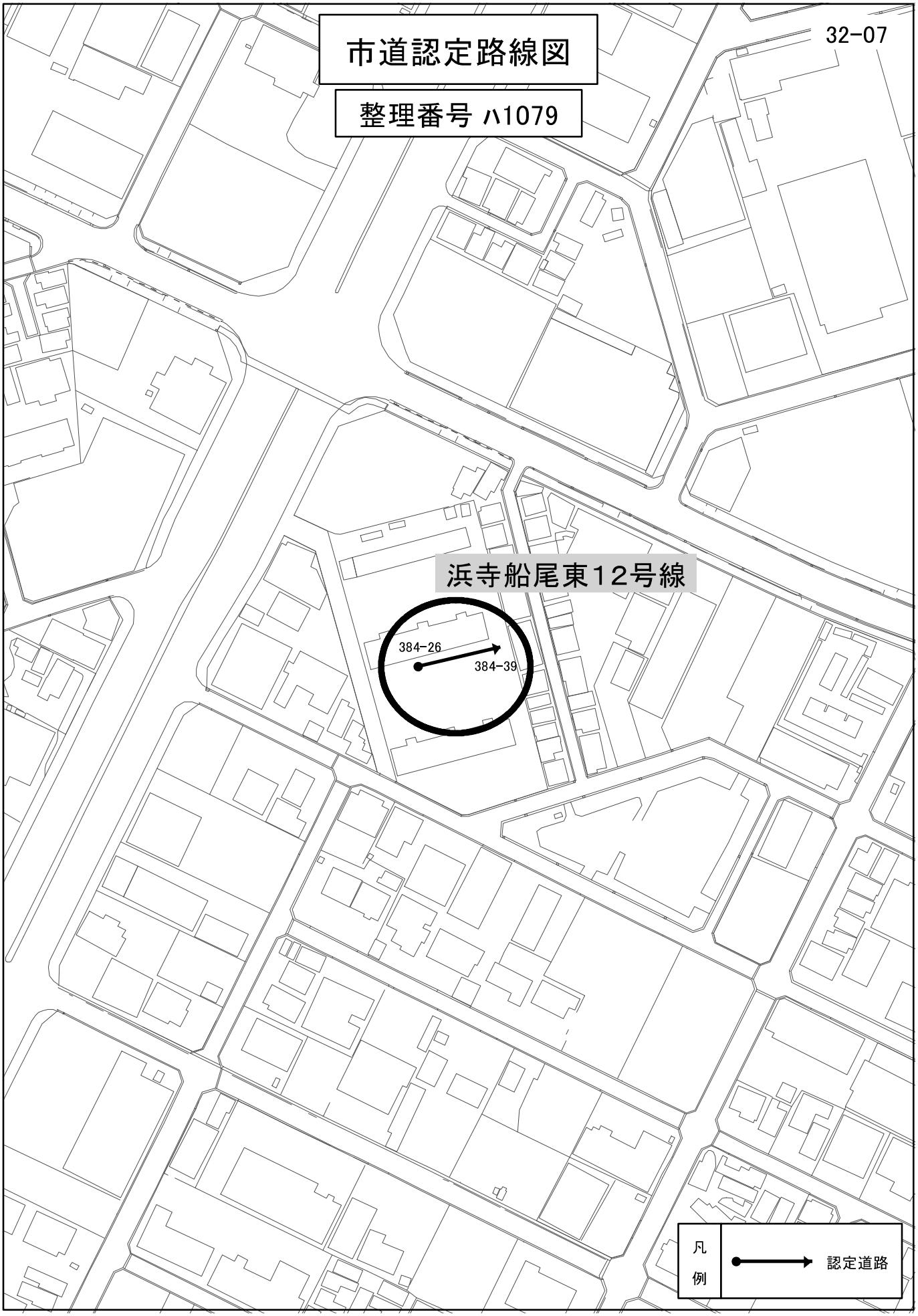
市道認定路線図
整理番号 ハ1079
32-07
浜寺船尾東12号線
384-26
384-39
凡例
認定道路

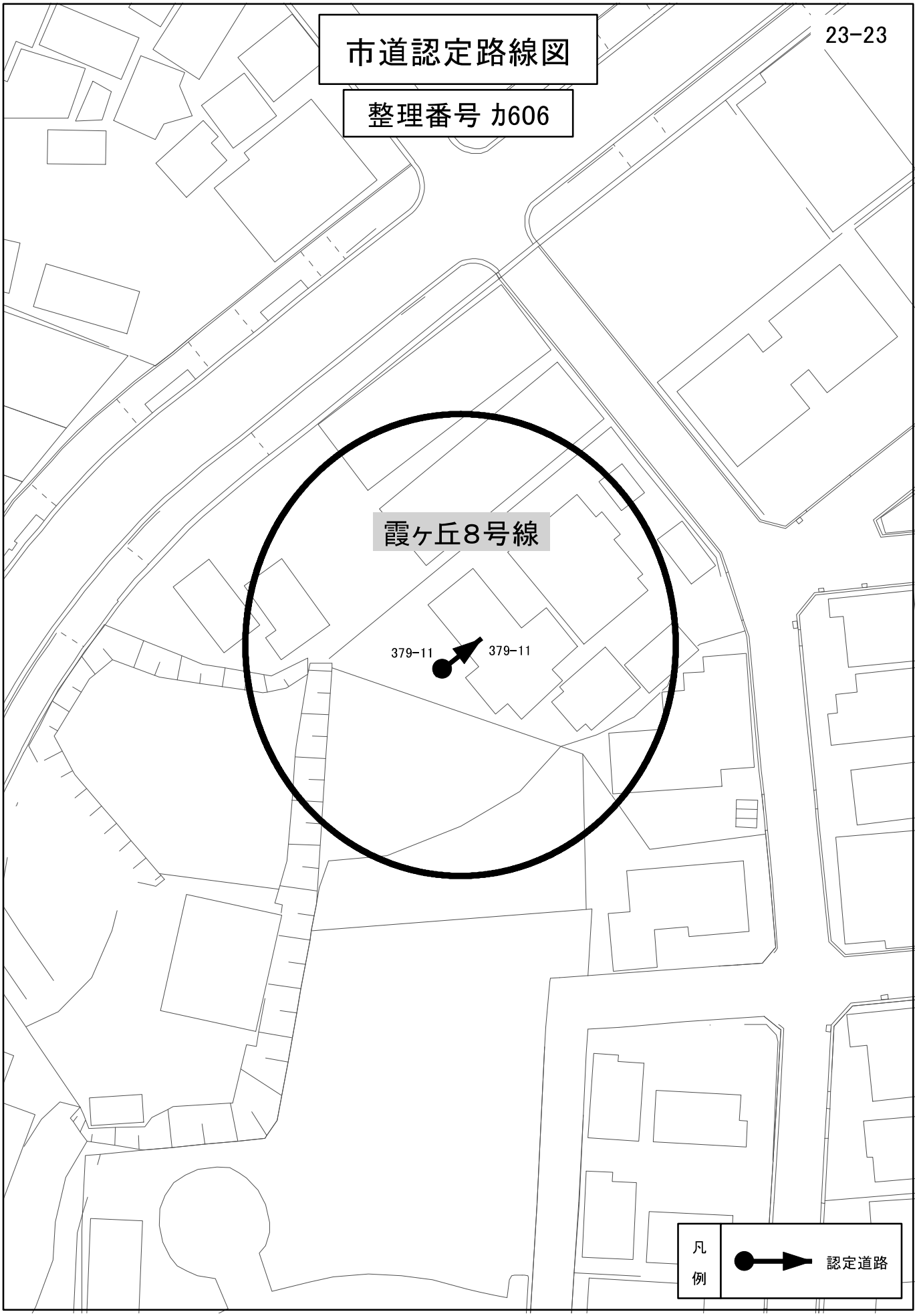
市道認定路線図
整理番号 カ606
23-23
霞ヶ丘8号線
379-11
379-11
凡例
認定道路

報告第　19　号

損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

〔根　拠〕

地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第　70　号

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和８年10月29日

堺市長　　永　藤　英　機

〔専決する理由〕

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

道路上事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

1　損害賠償の額　　金 2,018,190 円

2　損害賠償の相手方　　東大阪市御厨南 2-4-45 北野ビル 213 号
株式会社　RISE LINE
代表取締役　三木　貴志

（専決第　70　号説明資料）

損害賠償の額の決定について

令和７年７月８日（火）午前９時30分ごろ、堺市堺区大仙西町１丁４番１号地先において、相手方車両が府道深井畑山宿院線を走行中、車道に張り出していた街路樹の枝に接触し、荷台コンテナ左上部等を損傷した。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金2,018,190円で合意に至ったもの。

報告第　20　号

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

［根　拠］

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1　市長の専決事項の指定第１項による専決処分

（環境事業部）

専決番号	専決年月日	損害賠償の額（円）	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
51	8.10.6	409,211	堺市北区中百舌鳥町５丁758	株式会社 アキボウ 代表取締役 西木一彦	令和８年６月９日(火)午後０時10分ごろ、堺市北区百舌鳥赤畑町３丁114-1 駐車場内において、環境業務課職員の運転する本市車両が後退した際、後方に駐車していた相手方車両に接触し、損傷させたもの。

（土木部）

専決番号	専決年月日	損害賠償の額（円）	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
58	8.10.22	146,602	堺市堺区＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和７年２月７日(金)午後７時ごろ、堺市堺区翁橋町２丁1-1地先において、相手方が乗車していたバスが国道310号を走行中、前方の倒れた道路照明灯に接触し、前席に両膝をぶつけ右大腿骨及び両膝を負傷したもの。

専決番号	専決年月日	損害賠償の額（円）	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
59	8.10.22	90,378	堺市北区＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和8年4月8日(水)午前11時30分ごろ、堺市北区中百舌鳥町 6 丁 998-3 地先において、相手方車両が市道中百舌鳥 16 号線を走行中、車道部に突出していたガードレールの一部に接触し、左側面を損傷したもの。
52	8.10.6	228,557	大阪市中央区＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和8年7月16日(木)午前10時55分ごろ、堺市西区鳳北町 1 丁 10-3 において、法定外公共物課職員の運転する本市車両が転回のため駐車場に後退して進入した際、駐車していた相手方車両に接触し、損傷させたもの。

（歴史遺産活用部）

専決番号	専決年月日	損害賠償の額（円）	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
72	8.11.4	579,828	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和8年8月10日(月)午後 2 時 50 分ごろ、堺市西区鳳北町 8 丁 35 番地先において、府道大阪高石線を走行していた文化財課職員の運転する本市車両が車線変更をした際、相手方車両に接触し、損傷させたもの。

（公園緑地部）

専決番号	専決年月日	損害賠償の額（円）	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
57	8.10.20	264,000	大阪市中央区大手前2丁目1-22	大阪府知事 吉村洋文	令和8年6月3日(水)午前9時40分ごろ、堺市南区原山台3丁1-2栂緑道において、根株腐朽により倒木し、相手方のフェンスに損傷を与えたもの。
55	8.10.20	16,492	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和8年6月29日(月)午後2時ごろ、堺市堺区中三国ヶ丘町7丁201中三国ヶ丘公園において、相手方が自転車で公園北側出入口から道路に出ようとした際、出入口部の鉄板と側溝壁との間に生じていた段差により自転車のハンドル操作を誤って転倒し、負傷及び前輪泥除けを損傷したもの。
49	8.9.17	666,534	堺市南区＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和8年7月4日(土)午後4時20分ごろ、堺市南区槇塚台2丁5-14槇塚公園において、根株腐朽により倒木し、隣接する駐車場に駐車していた相手方の車両に損傷を与えたもの。
56	8.10.20	385,000	堺市南区＊＊＊＊＊＊＊＊	泉北槇塚台C住宅管理組合 理事長 片山英夫	令和8年7月4日(土)午後4時20分ごろ、堺市南区槇塚台2丁5-14槇塚公園において、根株腐朽により倒木し、相手方のフェンス及び低木に損傷を与えたもの。

専決番号	専決年月日	損害賠償の額（円）	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
60	8.10.28	108,900	堺市南区＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和8年7月4日(土)午後4時20分ごろ、堺市南区槇塚台2丁5-14槇塚公園において、根株腐朽により倒木し、隣接する駐車場に駐車していた相手方の車両に損傷を与えたもの。
62	8.10.28	617,006	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1本町南ガーデンシティ18階	損害保険ジャパン株式会社大阪自動車保険金サービス部大阪保険金サービス第六課課長早稲田將人	令和8年7月4日(土)午後4時20分ごろ、堺市南区槇塚台2丁5-14槇塚公園において、根株腐朽により倒木し、隣接する駐車場に駐車していた車両に損傷を与えた事件で、車両所有者が加入する一般自動車保険の保険金支払により相手方が損害賠償請求権を一部代位取得したもの。

（堺消防署）

専決番号	専決年月日	損害賠償の額（円）	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
64	8.10.29	339,529	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和8年4月1日(水)午後6時ごろ、堺市堺区石津町2丁8番地先において、堺消防署第2警防課職員の運転する救急車両が、府道大阪和泉泉南線を走行中、赤信号で停車中の相手方車両に追突し、相手方を負傷させたもの。

（大阪狭山消防署）

専決番号	専決年月日	損害賠償の額（円）	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
54	8.10.14	11,300	河内長野市＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和8年8月16日(日)午前10時35分ごろ、大阪狭山市西山台6丁目1番地先において、大阪狭山消防署第2警防課職員の運転する消防車両から道路上に落下した消防隊員用安全靴に原動機付自転車で走行していた相手方が乗り上げて転倒し、負傷したもの。

２　市長の専決事項の指定第３項

（住宅部）

専決番号	専決年月日	案件	債権等及び目的の価額	相手方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
71	8.10.29	訴えの提起について	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡し及び住宅使用料相当損害金	熊本県熊本市中央区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊
63	8.10.29	訴えの提起について	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊
68	8.10.29	訴えの提起について	堺市西区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市西区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	亡＊＊＊＊＊＊＊相続人

及び第４項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1)　堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡しを求める。 (2)　令和８年５月１日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3)　訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊の入居名義人である＊＊＊＊＊＊＊は、令和８年４月８日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、相続人である＊＊＊＊＊＊から明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1)　堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡しを求める。 (2)　令和８年 ９月１日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3)　訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊の入居名義人である＊＊＊＊＊＊が本市に無届で退去したことが判明したため、令和８年８月 31 日をもって賃貸借契約を終了させたが、同居人であった＊＊＊＊＊＊が無権原居住を続けている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1)　堺市西区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡しを求める。 (2)　死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3)　訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊の入居名義人である＊＊＊＊＊＊は、令和８年６月 12 日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

専決番号	専決年月日	案件	債権等及び目的の価額	相手方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
66	8.10.29	訴えの提起について	堺市中区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅及び駐車場の明渡し並びに住宅使用料181,200円及び住宅使用料相当損害金	堺市中区＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊
67	8.10.29	訴えの提起について	堺市西区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡し並びに住宅使用料446,000円及び住宅使用料相当損害金	堺市西区＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊
69	8.10.29	訴えの提起について	堺市北区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅及び駐車場の明渡し並びに住宅使用料348,700円及び住宅使用料相当損害金	堺市北区＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1)　堺市中区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅及び駐車場の明渡しを求める。 (2)　住宅使用料　金181,200円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3)　訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市中区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊の入居名義人である＊＊＊＊＊＊は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅使用料181,200円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1)　堺市西区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡しを求める。 (2)　住宅使用料　金446,000円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3)　訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊の入居名義人である＊＊＊＊＊＊は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料446,000 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1)　堺市北区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅及び駐車場の明渡しを求める。 (2)　住宅使用料　金348,700円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3)　訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市北区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊の入居名義人である＊＊＊＊＊＊は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅使用料348,700円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

専決番号	専決年月日	案件	債権等及び目的の価額	相手方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
65	8.10.29	和解について	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の住宅の明渡し並びに住宅使用料634,600円及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1)　本市は賃貸借契約の解除を撤回し、引き続き賃貸する。 (2)　本市は相手方が次回期日に本件住宅使用料に滞納がないことを確認する。 (3)　相手方は本市に次回期日以降の本件住宅使用料を毎月末までに支払う。 (4)　相手方は本件住宅使用料の支払いを2か月分以上怠ったときは、本件住宅の賃貸借契約は解除となる。 (5)　本件住宅の賃貸借契約が解除されたときは、相手方は直ちに本件住宅を明渡し、契約解除日までの住宅使用料滞納額、並びに契約解除日の翌日から明渡し済みに至るまでの使用料相当の損害金を本市に支払う。 (6)　本市は、その余の請求を破棄する。 (7)　本市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。 (8)　訴訟費用は各自の負担とする。	建物明渡等請求事件 堺市堺区＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊堺市営＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊の入居名義人である＊＊＊＊＊＊＊は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料634,600 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求めて令和8年5月12日に提訴し、大阪地方裁判所堺支部で審理が進められていたところ、今般、同裁判所から和解提案が出された。当該和解提案の内容を検討した結果、これを受け入れることは妥当であると認められるので、当該和解提案のとおり和解するものである。

3　市長の専決事項の指定第５項

（住宅部）

専決番号	専決年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住　所	氏　名	
53	8.10.8	万崎建替公営住宅第二期建設工事に伴う給排水衛生設備工事（その2）	堺市堺区車之町東３丁１番９号	共栄・ケイテックス建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社共栄設備 代表取締役 加藤　智一 他の構成員 株式会社 ケイテックス 代表取締役 加藤　雅庸	変更前 456,060,000円 （消費税額等 41,460,000円） 変更後 465,060,200円 （消費税額等 42,278,200円）

（南区役所）

専決番号	専決年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住　所	氏　名	
50	8.10.1	南区役所受変電設備ほか改修工事	堺市堺区北庄町３丁１番５号	株式会社Ｒａｉｎｇ 代表取締役 白井　健太郎	変更前 316,250,000円 （消費税額等 28,750,000円） 変更後 337,789,100円 （消費税額等 30,708,100円）

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
9,000,200 円 （消費税額等 818,200 円）	令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額。	国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行うもの。

変更額（増）	変更する内容	変更理由
21,539,100 円 （消費税額等 1,958,100 円）	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく基準改正に伴う機器の変更による増額。 仕様等の変更による増額。	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく基準が令和８年４月に改正されたことに伴い、本工事で導入予定であった機器の流通量が減少し調達が困難となったため、新基準に適合した機器へ変更する必要が生じた結果、増額となる。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件を精査したところ、設計数量が全体として増加した結果、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。

（学校管理部）

専決番号	専決年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住所	氏名	
61	8.10.28	三国丘中学校校舎改築工事に伴う電気設備工事	堺市北区金岡町534番地2	西尾・小池田建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社西尾電設 代表取締役 西尾崇 他の構成員 株式会社小池田電工 代表取締役 小池田寛士	変更前 396,000,000円 （消費税額等 36,000,000円） 変更後 411,531,989円 （消費税額等 37,411,999円）

変更額（増）	変更する内容	変更理由
15,531,989 円 （消費税額等 1,411,999 円）	工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額。	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を増額変更するものである。

令和８年第５回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その１）

令和８年11月　発　行

編集・発行　堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町３番１号
Tel 072-233-1101
ＵＲＬ　https://www.city.sakai.lg.jp/

配架資料番号
1-B2-26-0064